

大井町介護予防・日常生活支援総合事業費

単位数サービスコード表

(令和6年6月施行版)

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (A2)

令和6年6月以降に提供したサービス費について大井町訪問型サービス指定事業者が使用して下さい。

2 通所型サービス(独自)サービスコード表 (A6)

令和6年6月以降に提供したサービス費について大井町通所型サービス指定事業者が使用して下さい。

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 (AF)

[注意事項]

- 1 他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対して総合事業のサービスを提供する場合は、当該市町村の設定するサービスコードを使用して下さい。

※下記のとおり色分けしている。

- ・水色→新設
- ・黄色→変更
- ・灰色→廃止

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービスコード内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A2 1111	訪問型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1176	1月につき		
A2 2111	訪問型サービス11日割		1176単位	日割の場合	39	1日につき		
A2 1211	訪問型サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2349	1月につき		
A2 2211	訪問型サービス12日割		2349単位	日割の場合	77	1日につき		
A2 1321	訪問型サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3727	1月につき		
A2 2321	訪問型サービス13日割		3727単位	日割の場合	123	1日につき		
A2 2411	訪問型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき		
A2 2511	訪問型サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	179		
A2 2621	訪問型サービス23			(二)所要時間45分以上の場合	220	220		
A2 1411	訪問型短時間サービス		(3)短時間の身体介助が中心である場合		163	163		
A2 C211	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2 C220	訪問型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C212	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C214	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A2 C216	訪問型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき
A2 C217	訪問型高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2 C218	訪問型高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2 C219	訪問型高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2 単位減算	-2	
A2 6001	訪問型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2 6003	訪問型サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2 6002	訪問型サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算				
A2 8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2 8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき		
A2 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき		
A2 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2 8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2 8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A2 4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき		
A2 4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100			
A2 4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200			
A2 6102	訪問口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1月1回限度		
A2 6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき		
A2 6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算				
A2 6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算				
A2 6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算				
A2 6381	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2 6382	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2 6383	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2 6384	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2 6385	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2 6386	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2 6387	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2 6388	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2 6389	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2 6390	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2 6391	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の 121/1000 加算				
A2 6392	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の 118/1000 加算				
A2 6393	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の 100/1000 加算				
A2 6394	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の 76/1000 加算				
A2 6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算				
A2 6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算				
A2 6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算				

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	種別	項目	サービスコード内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6	1111	通所型サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき
A6	1112	通所型サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59 1日につき
A6	1121	通所型サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき
A6	1122	通所型サービス12日割		3,621 単位	日割の場合	119 単位	119 1日につき
A6	1113	通所型サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436 単位	436 1回につき
A6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	447 1回につき
A6	C211	通所型高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18 1月につき
A6	C212	通所型高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6	C213	通所型高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36 1月につき
A6	C214	通所型高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6	C215	通所型高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4 1回につき
A6	C216	通所型高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4 1回につき	
A6	D211	通所型業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18 1月につき
A6	D212	通所型業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6	D213	通所型業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36 1月につき
A6	D214	通所型業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1 1日につき
A6	D215	通所型業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4 1回につき
A6	D216	通所型業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4 1回につき	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376 1月につき
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752 1回につき
A6	6207	通所型サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94 単位減算	-94 1回につき
A6	5612	通所型送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算		47 片道につき
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算		100 1月につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算		240
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算		50
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算		200
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算		150
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算		160
A6	6310	通所型一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算		480
A6	6011	通所型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6	6012	通所型サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ス 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算		100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算		200
A6	6200	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算		20 1回につき
A6	6201	通所型サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算		5
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算		40 1月につき
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000 加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000 加算		
A2	6380	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000 加算		
A2	6381	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 81/1000 加算		
A2	6382	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 76/1000 加算		
A2	6383	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 79/1000 加算		
A2	6384	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 74/1000 加算		
A2	6385	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 65/1000 加算		
A2	6386	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6387	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 56/1000 加算		
A2	6388	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 69/1000 加算		
A2	6389	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 54/1000 加算		
A2	6390	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 45/1000 加算		
A2	6391	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 53/1000 加算			
A2	6392	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 43/1000 加算			
A2	6393	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 44/1000 加算			
A2	6394	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 33/1000 加算			
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービスコード内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービスコード内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定 める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313		

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービスコード内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	442	1月につき	
AF	2113	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未 実施減算	高齢者虐待防止未実施減算	438 単位	438		
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未 実施減算・計画未策定減算※	4単位減算 業務継続計画未策定減算	4単位減算	434 単位		434
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・計画未策定 減算※	442 単位 業務継続計画未策定減算	4単位減算	438 単位		438
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	ロ 初回加算		300 単位		300
AF	6132	介護予防ケアマネジメントA委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位		300

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日からの適用。